

OCMA 通信



会長のつぶやき

居宅介護支援に関する介護報酬改定の論点

11月26日に開催された、社会保障審議会介護給付費分科会の第194回会合では「居宅介護支援・介護予防支援」等について詰め議論が行われました。

【論点1：質の高いケアマネジメント】

□事業所間連携を促進するため、新たに特定事業所加算（a）の区分を設定することについて検討が促されました。具体的には特定事業所加算（Ⅲ）を緩和するイメージで、主任介護支援専門員1名以上、常勤の介護支援専門員1名以上、非常勤（他事業所との兼務可）1名以上を配置し、24時間体制など4つの要件について連携でも可とする内容です。

【論点2：通減制】

□ICTの活用や事務職員の配置を条件に、通減制を45件から適用するルールへ変更する案が示されました。その場合、特定事業所加算の要件（10）の介護支援専門員1人当たりの受け入れ可能な利用者数についても見直しを検討する案が示されています。これらの取扱いの通減率にはメリハリをつける方向性です。

【論点3：通院時の情報連携】

□医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントや質の向上を進める観点から、介護支援専門員と医療機関の通院時に係る情報連携について、要件を明確化した上で報酬上評価する検討案が示されました。具体的には1月当たりの上限設定やケアプランに反映することなどが考えられています。

【論点4：緊急的な対応に係る実費の徴収】

□緊急時等に業務外として生じた業務に係る費用について、実費徴収が可能であることについては、「本来業務とそれ以外の業務の線引きを明確化する必要がある」「実費を徴収することで本来業務外とされている作業についても対応しなければならない事象が発生するのではないか」という意見も踏まえ、法令による対応ではなく、必要に応じて参考事例の周知等を検討する方向です。

【論点5：看取り期におけるサービス利用前の相談・調整に係る評価の在り方】

□介護保険サービス利用を前提とした退院に係る相談・調整について、看取り期における医療・介護連携を適切に進める観点から、利用者の死亡によりサービス利用につながらなかった場合等に限り、モニタリングやサービス担当者会議における検討等の必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことができるケースについては、基本報酬の請求を可能とする案が示されました。

【論点6：介護予防支援】

□介護予防支援におけるケアマネジメント業務について、外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との連携を評価する加算（委託連携加算【仮称】）を創設する案が示されました。さしあたって、令和元年12月にまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書への回答の意味合いも含まれています。（2020.12.2 一般社団法人 日本介護支援専門員協会メールマガジン No.761 より抜粋）

居宅介護支援の収支差率については10月30日に令和2年度介護事業経営実態調査が発表されましたが、昨年度の概況調査（-0.1%）に比べマイナス幅が広がり-1.6%との結果が示されました。介護人材不足の影響もあり現場では介護支援専門員不足も聞かれており、また、ケアマネジメントの質向上の半面、業務の複雑さや高度化により業務負担が増えている印象もあり、処遇の改善が必要との認識です。日本介護支援専門員協会から要望書も提出されておりますが、一方で11月2日付、財務省の財政制度審議会からは「介護サービスの利用を抑える動きは一時的で、高齢化の進展で年々、介護の費用が増加する中、報酬を引き上げれば、結果的に、利用者の負担が増すことになる」と指摘。そのうえで、財務省からは「新型コロナウイルスで経済に厳しい影響が広がる中、報酬を引き上げる環境にはない。」との提言が行われました。このように全般的な介護報酬の引き上げが難しい中で、仕組みを変えることで収支差率の改善や、ひいては処遇の改善が図れないかの模索が続いています。 大阪介護支援専門員協会 会長 濱田 和則

学術研究部主催研修報告

利用者の望む最期をむかえるためのケアマネジメント ～介護支援専門員の心得～

学術研究部では、介護支援専門員が死と向き合う利用者のケアマネジメントが増えることを予測し、今年度も「看取り研修」を企画しました。令和 2 年 10 月 25 日 13 時から大阪介護支援専門員協会 3 階研修センターにて、学術研究部委員で、総本山四天王寺の佐々木啓之（教真）氏を講師として開催致しました。主な内容は、1. 「看取り」に対するケアマネジャーの意識調査 2. 「看取りの心得と作法 17 カ条」 3. 看取りのケアマネジメントにおけるケアマネの動き方 ～押えたいポイント～ 4. ディグニティセラピーについての講義 5. 看取りのケアプランの意見交換（ミニワーク）です。

研修は、「自分の無力さに、何もできないという思いにうちのめされるような経験」「看取りを前に、私たちは本当に何もできないのでしょうか？」との問いかけから始まりました。受講者からの経験では、看取りに至るターミナル期は 3 ヶ月～6 ヶ月未満が最も多く、在宅看取りができた理由として大きかったのは、「訪問看護、訪問診療との連携がうまくいった」が大半を占めました。医療関係者との連携が緊密に求められる場面であること。変わりゆく状態に適切に対応していくために、情報が共有化されていること。本人やご家族の揺れる気持ちをそれぞれの立場で理解することが必要であることが理解できました。

「看取りの心得と作法 17 カ条」では、本来、作法にはどのような意味があるのか、説明がありました。広辞苑によると、『①物事を行う方法。「小説一」②起居・動作の正しい法式。「礼儀一」③きまり。しきたり。』と示されております。現在、コロナ禍の中では、面会ができない病院よりも、在宅で過ごすことを選択する方が増えているように実感しております。在宅看取りが円滑に行われるためのシステムや、関係者の心構えが改めて問われていると思います。私も、介護支援専門員として在宅看取りにも関わってきました。もしかしたら作法に外れていたかもしれない。無我夢中で気付かなかったことや、至らなかつたこともあったのではないかと振り返りながら、お話を伺っておりました。

配布資料の中では、看取りとは「予後不良と診断された人とその家族の残された生命・生活・時間がより豊かに、より安全・安楽に、より積極的に過ごせるように配慮し、その人が望む、その人らしい最期を迎えられるように援助することであり、同時に看取られる者、看取る者が共に死に学び成熟することである」とあります。15 カ条目には、「人の臨終・死後処置にかかわるは、偶然ではなく必然なり」これには縁あって選ばれたと思うべしとあり、看取りの場面は与えられた学びのときと振り返りました。ディグニティセラピーについての講義では、ご利用者に向けた 9 つの質問について、もしも自分ならこの質問の答えを大切な人に残せるだろうか。答えを見い出せるだろうか、と思いながら研修が終了致しました。

この研修を通して「死」について考えたことは、得難い経験であったと思います。持参された体験事例や学びを受講者の皆様が熱心に真剣に語り合う真摯な姿勢に触れ、貴重な時間になりました。

「死」は誰にでも訪れ、「死」を考えることを通して人は成熟できるのだと思い巡り、先人の教えに重ねて感謝する次第です。

学術研究部 杉原 真理子

ブロック活動部「令和 2 年度支部交流会」報告

去る 11 月 15 日（日）OCMA 会場にて、令和 2 年度支部交流会を開催しましたので報告致します。今回の支部交流会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来の会場に集まったのものとオンライン（Zoom）により開催しました。交流会の目的を、①新型コロナ感染防止対策のひとつとしてオンラインによる会議や研修の普及を図る、②支部長から要望の多い、「オンラインによる法定外研修」を実施する際の課題や対策等について理解する、③支部間の交流により支部運営の活性化を図るとし、円滑に開催できるようブロック活動部の役員一同、準備段階から一丸となって取り組みました。事前準備として日本協会の Zoom で行う研修会に役員が参加して、テクニカルの必須事項を共有出来ていたことは大きかったと思います。また、OCMA 会場では現地テスト・各ブロック単位で支部長を対象に、Zoom で最低限必要な「名前の入力・ミュートの使い方・チャットの入力の仕方」を伝え、当日に備えました。初めての試みで、当日は各々の接続機器や環境の違いにより、声が届かない等の問題も発生しましたが、Zoom への接続自体は上手くでき、目標としていたオンライン会議及びグループワークを体験してもらう事は達成できました。



具体的な内容については、第 1 部は、「次期介護保険制度改正・介護報酬改定とケアマネジメントについて」と題して、濱田会長から講演していただきました。居宅介護支援費の現行給付の維持、業務内容やその専門性に見合った処遇の改善や国家資格化等について、日本介護支援専門員協会から国に要望書を提出していること。給付費分科会の資料をもとにした説明では、「知っている・相談したことがある介護の相談先」の 1 番がケアマネジャーであったことが分かりました。

業務内容について、介護保険制度施行当初から現在に至る過程で、「ケアマネって何してくれる人？」から「困りごとはケアマネさんに相談しよう！」に変わってきているスライドは、我々にも励みになるものでした。また、居宅介護支援費の利用者負担に関する議論の進捗状況等、多岐にわたる内容を丁寧に解説していただきました。



第 2 部のブロック活動部報告では、海原ブロック活動部業務執行理事から、コロナ禍における WEB 会議・研修会の必要性について、総会等で要望が多かったオンラインでの法定外研修実施に向け、ブロック活動部で作成したマニュアルの取扱いについての説明がありました。マニュアルの前半は、研修会実施に際して必ず守っていただきたい事項を示し、後半は実際行う場合の留意事項を示しています。各支部でオンライン研修会を開催する時に活用していただければと思います。

第 3 部は、オンラインによるグループワークです。ブレイクアウトセッションの説明後、8 グループに分かれ各支部でのオンラインを活用した研修の実施状況と課題について意見交換しました。参加者からは、『会議や研修会はオンラインによるものが増えているので、慣れていけないといけな。このような企画をして頂きたすかる。』といった意見がありました。今後の各支部で会議の開催及び研修会にオンラインでの実施に向けた取組みの、第 1 歩になったように思える有意義な支部交流会となりました。

ブロック活動部 征録 明彦

新役員紹介

◇新たに就任された理事・監事の紹介です。◇

(①推薦団体、②所属の組織あるいは職場、③趣味、④好きな食べ物、⑤今後の抱負)



牧 恭彦 理事 (まき やすひこ)

- ①一般社団法人大阪府病院協会
- ②医療法人清翠会
- ③ゴルフ、散歩、食べ歩き
- ④赤身肉、白身魚
- ⑤大阪府の公私病院を代表して、医療と介護の連携を推進していきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



森本 芳子 理事 (もりもと よしこ)

- ①公益社団法人大阪介護福祉士会
- ②社会福祉法人功德会 特別養護老人ホームにちげつの光
- ③作陶
- ④焼肉
- ⑤現場の声を繋げて参ります。
「人」と「人」、「情報」を繋げ互いに学びあえる提供を微力ながら、尽力して参りたいと存じます。



征録 明彦 理事 (せいろく あきひこ)

- ①第Ⅲ推薦区
- ②ケアマネジメント なないろ
- ③テニス、スポーツ観戦(相撲、ラグビー、サッカー等)、音楽鑑賞(チャイコフスキー、モーツァルト、ベートーヴェン等)
- ④河豚、鰻
- ⑤第Ⅲブロック推薦で理事に就任しました征録です。担当はブロック活動部です。支部と府協会の連携が円滑に進むように努めていきますので、よろしくお願いいたします。



十時 陽生 理事 (ととき ようせい)

- ①公益社団法人大阪府理学療法士会
- ②社会福祉法人慶生会
- ③スポーツ観戦
- ④甘いもの全般
- ⑤リハビリ職として介護支援専門員の皆様と共に、自立支援、予防・重度化防止に向けた取組みを実施していきたいと思っております。



永野 秀信 理事（ながの ひでのぶ）

- ①公益社団法人大阪府柔道整復師会
- ②居宅介護支援事業所 柔整介護ステーション
- ③映画鑑賞
- ④烏賊
- ⑤推薦団体である柔道整復師会での経験から得た知識を活かし、総務部として本会の組織強化に微力ながら協力していきます。



川東 仙司 理事（かわひがし せんじ）

- ①社会福祉法人大阪市社会福祉協議会
- ②社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会
- ③音楽、バイク、犬
- ④漬物
- ⑤研修等を通じて、介護支援専門員の資質向上に努めます。



海原 義公 理事（かいばら よしひろ）

- ①第Ⅶ推薦区
- ②株式会社ウイズ
- ③山歩き、食べ歩き、旅行、温泉、音楽鑑賞、楽器演奏、映画鑑賞
- ④お寿司、お刺身、お鍋、おでん、ラーメン、中華料理
- ⑤地域支部から推薦された現任介護支援専門員の理事として、支部における会員サービス向上のため、支部活性化に力を注ぐ所存です。



畠 幸子 理事（はた さちこ）

- ①公益社団法人大阪府歯科衛生士会
- ②一般社団法人大阪市東歯科医師会〈在宅ケアステーション〉
- ③読書
- ④寿司
- ⑤年齢を問わず、口腔の健康は全身の健康を支える要です。口腔健康管理の視点から、会員の皆様に役立てますよう活動してまいります。

食支援「食べることは生きること」(第2回目)

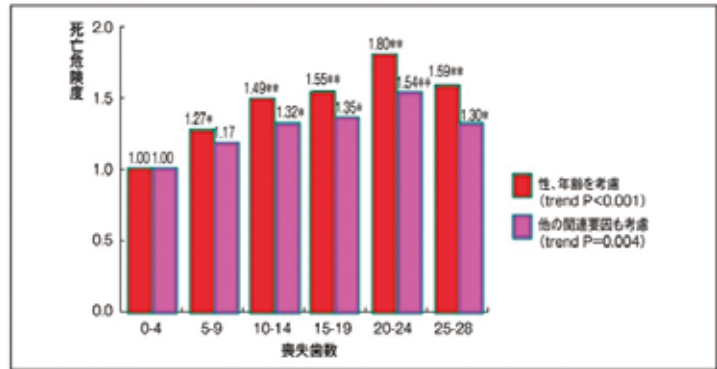
～歯が抜けると寿命が短くなる！口の健康から全身の健康へ～

皆さんは口の中に何本歯が残っているでしょうか。健康であれば28本です。むし歯や歯周病で歯が抜けると、残っている歯の数がだんだんと減ってきます。そうなると、物が上手く噛めない、飲み込めない、話しにくい、などの症状が出てきます。実は歯をたくさん失っている人は、全身的な疾患にかかりやすくなること、また驚くことに寿命にまで影響することが分かってきました。

全国46都道府県歯科医師会から21,272名の歯科医師が参加した「歯と全身の健康、栄養との関連に関するコホート研究」であるレモネードスタディが、歯の喪失が寿命など全身に影響することを明らかにしました。レモネードスタディ (LEMONADE Study) とは Longitudinal Evaluation of Multi-phasic, Odontological and Nutritional Associations in Dentists の頭文字をとったもので、愛知県がんセンター研究所室長の若井建志らが行った研究です。

医療従事者を対象とした研究は、世界的に British Doctors Study (英国医師 40,637名)、Nurses Health Study (米国女性正看護師 120,000名)、Health Professionals Follow-up Study (米国歯科医師・獣医師・薬剤師など 51,529名)などが報告されていますが、「口腔の健康と全身の健康との関連を検討」することを目的とした研究は世界でも例がありません。歯科医師を対象としていることが本研究の特徴で、調査期間中身元の確認が容易であること、また何よりも、事前の健康調査で自身の口腔内の状態を克明に回答できることです。対象者の歯科医の5年以上経過を調査し、死亡率や各種疾患の罹患率などが報告さ

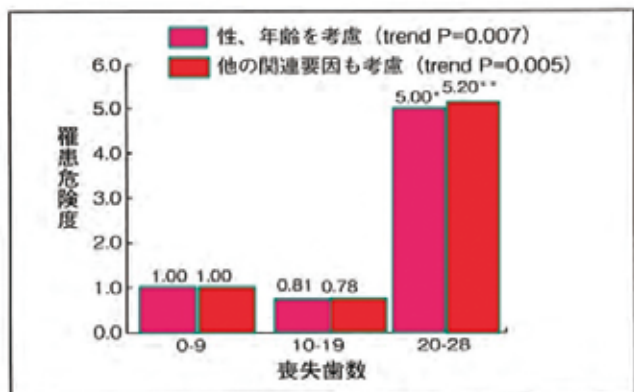
喪失歯数と死亡危険度の関係



喪失歯数と死亡危険度 (ハザード比) の関係 (* P<0.05, ** P<0.01)

喪失歯数が増えるほど死亡リスクが上昇する傾向が認められた。文献2)より

喪失歯数と大腿骨骨折の関係



喪失歯数と大腿骨頸部・転子部骨折罹患危険度 (ハザード比) の関係 (* P<0.05, ** P<0.01)

喪失歯数が増えるほど大腿骨骨折のリスクが約5倍増加する傾向がありました。文献1)より

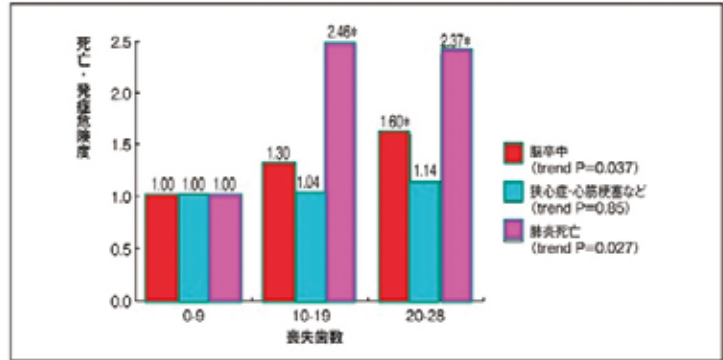
れました。

19,733 名（年齢 51.4 ± 11.6 歳、女性 8.2%）の平均 9.6 年追跡調査の結果 1,086 名（5.5%）が死亡していました。歯科医の寿命は短いという事も明らかとなりました。そして驚くべきことに、喪失歯数が増えるほど死亡リスクが上昇する傾向が認められました。失う歯が多い人は寿命が短くなるという驚きの結果です。他にも残っている歯の少ない人は、大腿骨の骨折、脳卒中、狭心症、心筋梗塞、肺炎死亡などのリスクも高くなることが明らかとなりました。

歯のなくなった場所を、義歯やインプラントなどで噛めるように回復すれば、これらのリスクは軽減できます。健康な歯で楽しく食べて生活することは、まさに生きることにつながる事が分かって頂けたでしょうか。

- 1) 若井建志、内藤真理子、川村 孝、内藤 徹、小島雅正彰、中垣晴男、梅村長生、横田 誠、花田信弘、歯科医師を対象とした歯と全身の健康、栄養との関連に関する研究、8020：2010：9 P107-P109
- 2) 若井建志、内藤真理子、川村 孝、内藤 徹、小島雅正彰、中垣晴男、梅村長生、横田 誠、花田信弘、歯科医師を対象とした歯と全身の健康、栄養との関連に関する研究、喪失歯数と総死亡、動脈硬化関連疾患、肺炎死亡リスクとの関連
8020：2013：12 P96-P98

喪失歯数と脳卒中・狭心症・心筋梗塞・肺炎死亡との関係



喪失歯数と脳卒中、狭心症・心筋梗塞など、および肺炎死亡の危険度（ハザード比）の関係 (* P<0.05)

喪失歯数が増えるほど脳卒中、狭心症、心筋梗塞、肺炎死亡のリスクが増加する傾向がありました。文献2)より

大阪府歯科医師会選出理事 阪本 貴司



研修センター事務局便り



1. 令和 3 年度大阪府介護支援専門員更新研修・主任更新研修の案内について

下記の表のとおり、ご案内いたします。

封書の研修案内が届いていない場合は、当協会 HP「法定研修のご案内」に同じ内容を掲載していますので、そちらをご確認ください。

①研修案内	対象要件1	対象要件2	発送時期
更新研修	介護支援専門員証の有効期間満了日が令和3年、又は、令和4年に該当する方。	「大阪府登録」の方 (証明者が「大阪府知事」)	令和2年12月 発送済み

特例措置の期間に該当する期間の方も含む

★有効期間満了日が令和5年の方は、現在、ご案内等、開催について検討中です。詳細が決まりましたら、ご案内いたしますので、お待ちください。

※ 更新研修の申込用紙は2種類あります。案内をよくご確認の上、申込締切日までにお申込ください。

②研修案内	対象要件1	対象要件2	発送時期
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間満了日が令和3年、又は、令和4年に該当する方。	「大阪府登録」の方 (証明者が「大阪府知事」)	令和3年2月頃

特例措置の期間に該当する期間の方も含む

★有効期間満了日が令和5年の方は、現在、ご案内等、開催について検討中です。詳細が決まりましたら、ご案内いたしますので、お待ちください。

[重要]大阪府介護支援専門員証等の有効期間の特例について

■特例措置の対象者:

大阪府登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が令和3年1月1日から、令和4年12月31日までの者

■大阪府が認める期間:本来の有効期間満了日の翌日から2年間

※この取扱いは、法定研修を修了出来ない事により、本来の有効期間満了日を過ぎてしまう方への特例的な措置です。特例措置期間内に必ず更新に必要な研修を受講し、更新申請を行っていただきますよう、お願いします。

2. 令和 3 年度大阪府主任介護支援専門員研修のご案内について

開催案内については、順次、確定次第、当協会ホームページ <http://www.ocma.ne.jp> に掲載いたしますので、ご確認ください。

3. 大阪府介護支援専門員証の更新手続きについて《手続き方法が変わりました！》

＝更新手続きの対象者:有効期間満了日が令和3年1月1日～12月31日までの方＝

- ① 「更新手続きについてのご案内」を郵送します※※。介護支援専門員証の有効期間満了日をご確認の上、有効期間満了日までに必ず、忘れずに申請を行って下さい。
- ② 更新申請手続きの受付:介護支援専門員証の有効期間満了日2か月前から、申請をお願いします。
- ③ 更新申請手続きの仕方:原則、郵送(簡易書留)のみ。

※※ご案内の対象は、大阪府登録で大阪府介護支援専門員更新研修を修了している。又は、有効期間満了日以内に必要な研修を既に修了し、証の有効期間更新に必要な研修の修了証の写しを提出している方。

◎ 研修の修了証は、大切に保管してください！！

更新手続きをするには、申請書類及び添付書類にある研修修了証(コピー)について、研修修了毎に修了証が交付されます。紛失されないよう、修了証は、大切に保管して下さい。

第 124 号 (発行日 令和2年12月31日)

編集/発行 公益社団法人 大阪介護支援専門員協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

OMMビル(大阪マーチャндаイズ・マートビル)3階

TEL 06-6943-0577/FAX 06-6943-0571

HPアドレス=<http://www.ocma.ne.jp>

Mailアドレス=info@ocma.ne.jp